

令和 8 年度版
都立赤羽北桜高等学校
HANDBOOK

____年 ____組 ____番 氏名_____

目 次

	ページ
はじめに	1
I 学校の概要	1
1 教育理念	
2 教育目標	
3 3つのコンセプト	
4 校章	
5 校歌	
II 学習について	3
1 学科・科・系の特色	
2 教育課程	
3 選択科目一覧	
4 時程表	
5 成績について	
6 定期考査について	
7 公欠と忌引き <small>きび</small> について	
8 臨時休校等について	
III 学校生活について	10
1 生徒心得5か条	
2 充実した学校生活を送るために	
3 図書館の利用について	
4 高校卒業後の希望進路を実現するために	
IV 保健関係	15
1 保健室の利用について	
2 カウンセリングルームの利用について	
3 日本スポーツ振興センター災害救済給付申請について	
4 感染症による出席停止について	
V 経営企画室より	17
VI 届・願一覧表	18
連絡欄（欠席・遅刻・早退・異装・外出・見学）.....	19
治癒証明書（学校感染症による罹患 <small>りかん</small> 届）.....	20
校舎案内図	21
赤羽北桜高等学校生徒会会則	23

はじめに

これからの自分を思い描いてみよう

皆さんは、様々な想いを抱いて本校に入学してきたことと思います。高校生活は、これからの自分を築く大切な時期です。自分の想いを大切に、充実した高校生活を過ごしていきましょう。そのために、この「HANDBOOK」に記されていることを必ず確認し、一人一人が北桜生としての自覚をもって過ごすことを願っています。

さて、本校の学びは「命を育み、人を支えるスペシャリストの育成」を目指しています。今まで以上に、日々の授業がとても大切になります。授業を積み重ね、安心して学習に取り組むことができるよう、「手帳」を活用してみてください。

「手帳」には、授業や学校生活に関することを書くだけでなく、ちょっとした自分の気持ちや自分自身にとって大切なことなども書いてみてください。そしてこれからの自分に対する「目標」ができたなら、その「目標」を書いてみましょう。「手帳」を開く度に、その「目標」を確認しながら、行動につなげていきましょう。

皆さんが「HANDBOOK」とともに「手帳」を活用することで、これからの自分のために彩り豊かな高校生活を過ごすことを期待しています。

校長 金澤正美

I 学校の概要

1 教育理念

- 1 高い志と豊かな人間性
- 2 専門分野への興味・関心の喚起とプロ意識の涵養
- 3 体験的・実践的な教育

2 教育目標

- 1 家庭、福祉分野における専門的な知識・技術とともに倫理観、広い視野を身に付けさせる
- 2 自ら学び、自ら考え、自ら行動できる力とたくましさを身に付けさせる
- 3 社会に貢献する意欲をもち、人との関わりに喜びを感じる社会性を育成する

3 3つのコンセプト

家庭分野・福祉分野のエキスパートとして社会で貢献できる人材を育成するためのコンセプト。

- 1 スペシャリストの育成
- 2 探究活動の充実
- 3 地域との連携

4 校章



本校の校章は、校名の「北桜」の桜をモチーフとし、中心には正五角形で「家庭・福祉学科」の土台となる「家」が表現されている。純然たる黄金比を用いた正統な桜のモチーフは、専門性を地道に身に付け、他者からのゆるぎない信頼を得ていく本校生徒の姿、またそれを支える教職員のたゆまぬ研鑽の姿を現している。なお、デザインは美術家の野老 朝雄（ところ あさお）氏である。

5 校歌

作詩・作曲 青島 広志

- 1 まっすぐ続く 道がある
あしたに続く 道がある
春には桜の花が 秋には銀杏^{いちよう}が色づく
あなたの未来は 私の生き甲斐^{がい}
それを教えてくれたのは 都立赤羽北桜高校
北桜高校には 未来がある
- 2 東京にだって 空がある
明るく青い 空がある
緑^{あふ}が溢れる緑地 木々の間には小鳥が
あなたの健康は 私が見守る
それが実現できるのは 都立赤羽北桜高校
北桜高校には 生命^{いのち}がある
- 3 都会にだって 愛がある
ホットでクールな 愛がある
朝夕行きかう人の ざわめきが今日も聞こえる
あなたの微笑^{ほほえ}みは 私の幸せ
それが感じられるところ 都立赤羽北桜高校
北桜高校には 愛が溢れてる

Ⅱ 学習について

1 学科・科・系の特色

本校には、家庭学科、福祉学科の2つの学科がある。家庭学科には保育・栄養科と調理科があり、保育・栄養科は2年次から幼児教育・保育系と栄養・健康系に分かれる。福祉学科には介護福祉科がある。

調理科では、卒業と同時に調理師の資格を得ることができる。また、介護福祉科では、卒業時に介護福祉士国家試験受験資格を得ることができる。本校は2つの養成施設をもつ特色ある専門高校である。

(1) 家庭学科

①保育・栄養科

保育・栄養科では、1年生で普通教科・科目を多く学び、基礎学力を固める。2年生から系統に分かれて専門科目を学習する。探究的な学習を通じて、分析力、実践力、表現力を高め、保育士養成施設、栄養士養成施設等の上級学校へ総合型選抜（旧AO入試）や学校推薦型選抜等による進学を目指す。

ア 幼児教育・保育系

幼児教育・保育への興味・関心を高める学習を行い、幼児教育・保育系の上級学校への進学を目指す。

イ 栄養・健康系

栄養士等の職業への興味・関心を高める学習を行い、栄養・健康系の上級学校への進学を目指す。

②調理科

調理科では、卒業と同時に調理師免許を取得することができる。卒業後は免許を生かして就職するほか、他の資格取得等を目指して上級学校に進学することも可能である。調理科では、調理師免許の取得に必要な専門科目について実践的に学習する。

(2) 福祉学科

介護福祉科

介護福祉科では、所定の単位を修得し、国家試験に合格すると、介護福祉士の資格が取得できる。介護福祉科を卒業した後は、介護福祉士として活躍する他、上級学校へ進学することで更に資格を取得し、児童・保育・医療・相談・教育などの分野で働くことも可能である。

介護福祉科では、介護福祉士国家試験受験資格の取得に必要な専門科目について実践的に学習する。

2 教育課程

家庭学科 ①保育・栄養科 ア 幼児教育・保育系

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1年	現代の国語②	言語文化②	公共②	数学Ⅰ③	科学と人間生活②	体育②	保健①	芸術Ⅰ②	英語コミュニケーションⅢ③	情報Ⅰ②	人間と社会①	総合的な探究の時間①	家庭総合④	生活産業基礎②	L	H	R													
2年	論理国語②	歴史総合②	数学A②	化学基礎②	生物基礎②	体育②	保健①	英語コミュニケーションⅣ④	必修選択②	課題研究②	保育基礎④	子供と体育②	子供と音楽②	L	H	R														
3年	論理国語②	地理総合②	体育③	英語コミュニケーションⅣ④	必修選択④	課題研究②	保育実践④	生活と福祉②	子供と造形②	自由選択④	L	H	R																	

*2・3年の「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する。「家庭総合」は専門科目とみなす。
土曜日等に授業を行うことがある。

家庭学科 ①保育・栄養科 イ 栄養・健康系

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1年	現代の国語②	言語文化②	公共②	数学Ⅰ③	科学と人間生活②	体育②	保健①	芸術Ⅰ②	英語コミュニケーションⅢ③	情報Ⅰ②	人間と社会①	総合的な探究の時間①	家庭総合④	生活産業基礎②	L	H	R													
2年	論理国語②	歴史総合②	数学A②	化学基礎②	生物基礎②	体育②	保健①	英語コミュニケーションⅣ④	必修選択②	課題研究②	生活と福祉②	フードデザイン②	食文化②	栄養②	L	H	R													
3年	論理国語②	地理総合②	体育③	英語コミュニケーションⅣ④	必修選択④	課題研究②	フードデザイン④	生活と福祉・実践②	食と健康②	自由選択④	L	H	R																	

*2・3年の「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する。「家庭総合」は専門科目とみなす。
土曜日等に授業を行うことがある。

(色付きの科目は、家庭学科の専門科目を示す。)

家庭学科 ②調理科

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
1年	現代の国語②	言語文化②	公共②	数学Ⅰ②	科学と人間生活②	体育②	英語コミュニケーションⅢ③	情報Ⅰ②	人間と社会①	総合的な探究の時間①	生活産業基礎②	食文化①	調理③	栄養①	食品②	栄養①	調理理論①	LHR														
2年	論理国語②	歴史総合②	数学A②	化学基礎②	体育②	芸術Ⅰ②	論理・表現Ⅰ②	家庭基礎②	課題研究②	調理③	栄養①	食品衛生①	公衆衛生①	調理理論②	総合調理実習③	調理理論③	LHR															
3年	論理国語②	地理総合②	生物基礎②	体育③	英語コミュニケーションⅣ④	必修選択②	課題研究②	調理③	栄養①	食品衛生④	公衆衛生②	調理理論②	LHR																			

*2・3年の「総合的な探究の時間」は「課題研究」で代替する。「保健」は「公衆衛生」で代替する。土曜日や長期休業中に授業や実習を行う。

(色付きの科目は、家庭学科の専門科目及び養成課程の専門科目を示す。)

福祉学科 介護福祉科 令和6・7年度入学（4期生・5期生）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
1年	現代の国語②	言語文化②	公共②	数学Ⅰ②	科学と人間生活②	体育②	英語コミュニケーションⅢ③	情報Ⅰ②	人間と社会①	総合的な探究の時間①	社会福祉基礎①	介護福祉基礎②	生活支援技術③	介護総合演習①	こころとからだの理解②	介護実習③	LHR																		
2年	論理国語②	歴史総合②	生物基礎②	体育③	芸術Ⅰ②	論理・表現Ⅰ②	家庭基礎②	社会福祉基礎①	介護福祉基礎②	コミュニケーション技術②	生活支援技術④	介護総合演習①	介護過程①	介護総合演習①	こころとからだの理解②	介護実習⑤	LHR																		
3年	論理国語②	地理総合②	化学基礎②	体育②	英語コミュニケーションⅣ④	社会福祉基礎②	介護福祉基礎①	生活支援技術③	介護過程③	介護総合演習①	こころとからだの理解④	介護実習⑤	LHR																						

*2・3年の「総合的な探究の時間」は「介護総合演習」で代替する。「保健」は「こころとからだの理解」で代替する。7時限や土曜日、長期休業中に授業や実習を行う。

(色付きの科目は、福祉学科の専門科目及び養成課程の専門科目を示す。)

福祉学科 介護福祉科 令和8年度以降入学（6期生）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
1年	現代の国語②	言語文化②	公共②	数学Ⅰ②	科学と人間生活②	体育②	英語コミュニケーションⅢ	情報Ⅰ②	人間と社会①	総合的な探究の時間①	社会福祉基礎①	介護福祉基礎①	生活支援技術③	「こころとからだの理解」②	コミュニケーション技術①	介護総合演習①	介護実習③	LHR																	
2年	論理国語②	歴史総合②	生物基礎②	体育③	芸術Ⅰ②	論理・表現Ⅰ②	家庭基礎②	社会福祉基礎①	介護福祉基礎②	介護過程②	生活支援技術④	「こころとからだの理解」②	コミュニケーション技術①	介護総合演習①	介護実習⑤	LHR																			
3年	論理国語②	地理総合②	化学基礎②	体育②	英語コミュニケーションⅣ	社会福祉基礎②	介護福祉基礎②	介護過程②	生活支援技術③	「こころとからだの理解」④	介護総合演習①	介護実習⑤	LHR																						

* 2・3年の「総合的な探究の時間」は「介護総合演習」で代替する。「保健」は「こころとからだの理解」で代替する。7時限や土曜日、長期休業中に授業や実習を行う。

（色付きの科目は、福祉学科の専門科目及び養成課程の専門科目を示す。）

3 選択科目一覧

(1) 保育・栄養科 選択科目について

保育・栄養科の必修選択科目・自由選択科目は、次の通りである。

2年生 必修選択(2単位) 1科目を選択	国語表現、古典探究、数学Ⅱ、論理・表現Ⅰ、情報、探究ゼミ、 保育基礎（栄養・健康系）、 フードデザイン（幼児教育・保育系）
3年生 必修選択(4単位) ①から1科目と②から 1科目を選択、または ③から1科目を選択	①国語表現、古典探究、数学Ⅱ、論理・表現Ⅰ、探究ゼミ ②国語演習、近現代文学、数学演習、英語演習、トレーニング理論 ③世界史探究、日本史探究、化学、生物
3年生 自由選択(4単位) 2科目を選択	国語演習、近現代文学、数学Ⅱ、数学B、数学演習、 論理・表現Ⅰ、英語演習

(2) 調理科 選択科目について

調理科の必修選択科目は、次の通りである。

3年生 必修選択(2単位) 1科目を選択	国語表現、論理・表現Ⅱ、探究ゼミ
-------------------------	------------------

4 時程表

平 常 時 程	
SHR	8:30 ~
1時限	8:40 ~ 9:30
2時限	9:40 ~ 10:30
3時限	10:40 ~ 11:30
4時限	11:40 ~ 12:30
昼休み	12:30 ~ 13:15
5時限	13:15 ~ 14:05
6時限	14:15 ~ 15:05
7時限	15:15 ~ 16:05

SHR（ショートホームルーム）では、出席を確認するとともに、諸連絡を行う。

6時限後または7時限後にもSHRを行う。

***短縮時の時程については、その都度提示をする。**

5 成績について

本校は学年制の学校である。学習する教科・科目は学年ごとに配置される。なお、本校は1単位あたり50分の授業を行う。

(1) 履修

履修とは、授業に出席して授業を受け学習すること。履修は1年間を通じて、決められた時間以上の授業に出席することにより認められる。

(2) 修得

修得とは、「履修」が認定された教科・科目について、教科・科目の目標からみて満足できる成果をあげられること。年度末の学習成績の評定が5段階の2以上で認められる。

(3) 成績

成績は、年間5回の定期考査の結果や、小テスト、出席状況、学習態度、提出物、実技・実習、レポート、研究発表などの日常の学習活動を総合的に判断して決められる。

（※入学予定者説明会で配布したリーフレット「卒業までに、必ず学習する教科・科目等と履修する順序について確認しましょう。」（東京都教育委員会）を参照のこと）

6 定期考査について

(1) 定期考査

- ① 定期考査は、1・2学期の中間考査、1・2学期、学年末の期末考査の計5回実施する(実技考査を含む)。
- ② 定期考査の考査時間は、各教科・科目とも50分を原則とする(実技考査を除く)。
- ③ 考査問題は原則として100点満点とする(実技考査を除く)。

(2) 考査心得(テスト時の注意)(抜粋)

生徒は、事前に充分学習して考査に臨むこと

- ① 出席番号順に着席し、携帯電話等はアラーム音、電源を切り、かばんにしまうこと
- ② かばんはファスナー等を閉めること。机の横にかけないこと
- ③ 机の上には筆記用具、消しゴム、時計以外のものは置かない。また、物品の貸借をしないこと
- ④ 考査時間中の退室はしないこと
- ⑤ 不正行為及び不正行為と見なされる行為はしないこと
- ⑥ その他、試験監督の先生の指示に従うこと

7 公欠と忌引き^{きび}について

(1) 公欠

次の場合、当該科目を届出により公欠の扱いとする。この期間は欠時数に含めない。

- ① 校外の医療機関を利用する集団検診(第二次検診等)
- ② 就職試験や上級学校等の入学試験当日
- ③ 東京都高等学校体育連盟、東京都高等学校文化連盟、東京都高等学校野球連盟及びこれらに準ずると認められた団体の主催する行事への参加
- ④ その他、特に校長が認めた場合

(2) 忌引き

- ① 父母・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7日以内
- ② 祖父母、兄弟姉妹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3日以内
- ③ 曾祖父母、伯叔父母、甥姪、兄弟姉妹の配偶者、同居の親族・・・1日以内

なお、遠隔地の場合には、上記の日数に移動に要した日数を加えることができる。

8 臨時休校等について

(1) 悪天候や交通機関が不通の際

登校する際や登校途中において、台風や低気圧の接近に伴う大雨や大雪、地震などの災害、交通機関の不通など不測の事態が生じた場合、ニュースや気象情報等を確認し、安全に登校できる状態になったところで、公共交通機関等を利用して登校する。

北区及び北区隣接区（足立区、荒川区、板橋区、豊島区、文京区）に、大雨、暴風、暴風雪、大雪の警報または、大雨、暴風、暴風雪、大雪の特別警報が発令された場合、以下の対応とする。

発令確認時間	警報発令中	警報解除
午前6時	自宅待機	平常授業
午前8時	自宅待機	3限目より授業
午前11時	臨時休校	5限目より授業

(2) 地震発生時の対応

① 登校する際や登校途中において、災害情報が発令されたり、東京23区、または自己の在住の地域に地震が発生し、交通機関に不通などの事態が生じたりした場合、ニュースや災害情報等を確認し、安全に登校できる状態になったところで公共交通機関等を利用して登校する。

② 東海地震注意情報・東海地震予告情報が発令された場合や、東京23区、または自己の在住の地域に震度5強以上の大規模地震が発生した場合。

ア 在宅時は登校しない。

イ 登下校時は、安全を確保することを最優先とし、帰宅できる場合は帰宅する

（状況によっては、学校または最寄りの避難場所に避難する）。

ウ 登校後に発令された場合は、学校の指示により安全が確認されるまで学校に留まる。

③ 東京23区または自己の在住する地域に、震度5弱以下の地震が発生した場合は、安全を確認した上で、通常どおり登校する。ただし、震度5弱以下であっても、交通機関・道路状況等により登校できない場合は、自宅待機とする。その場合、公欠扱いとする。

Ⅲ 学校生活について

1 生徒心得5か条

- (1) 社会の一員としての自覚をもち、決められたルールを遵守する。
- (2) 自分と他者の身体・心（感情・知性）を尊重し、適切な判断を行う。
- (3) 正しい言葉遣いと挨拶・礼節を心がけ、服装・身だしなみを常に整える。
- (4) 規則正しい生活をし、物品の適切な使用・整理整頓、安全、時間管理を心がける。
- (5) 他者と協働し、学びを生かして社会貢献を行う。

2 充実した学校生活を送るために

(1) ルールの遵守

本校の生徒である自覚と誇りをもち、法律やルールを遵守し、責任ある行動をすること。

(2) 自分と他者の尊重・適切な判断

- ① 学校内外を問わず、暴力や粗暴な行為、暴言、いじめやいじめにつながる行為、薬物乱用、飲酒、喫煙、その他、法令に反しないこと。また、本人の許可なく、他人や他人の物品等の写真を撮影、音声などの録音はしてはならない。他人や学校その他団体等の映像・音声等を SNS などインターネット上に許可なく掲示したりメール等で送信したりしないこと。
- ② インターネット上に個人が特定される情報、他人や団体を誹謗中傷するような書き込みをするなど他の人権を傷つけないこと。
- ③ いじめ、暴力、性的な被害やそれに準ずると思われる行為の被害やトラブル等に巻き込まれた時は、すぐに保護者、教職員に相談すること。

(3) 自転車利用について

- ① 自転車による通学を希望する場合は、保護者の許可を得た上で、法令により定められた自転車損害賠償保険に必ず加入し、「自転車通学許可願」を事前に提出すること。所定の登録シールを自転車の定められた箇所に貼ること。
- ② 登下校時は交通ルールを守り、ヘルメットを着用し、安全運転を心がけること。自転車での二人乗り、並列走行、傘さし運転、イヤフォン・携帯電話・スマートフォン等の使用、歩行者等に迷惑をかける行為はしないこと。

(4) アルバイトについて

アルバイトを希望する者は、家計の補助を目的とし、仕事内容・時間・場所等を保護者とよく相談し、保護者の許可を得ること。また「アルバイト届」の用紙を HR 担任を通して生活指導部に提出すること。

※アルバイト先の変更が生じた場合、再度、所定の手続きをすること。

(5) 制服について

【制服】

	スラックススタイル	スカートスタイル
正装	指定の白長袖シャツ ネクタイ スラックス プレザー 靴下 (指定のベスト)	指定の白長袖シャツ リボン スカート プレザー 靴下・タイツ (指定のベスト)
夏季略装 5月～10月	指定の白長袖または半袖シャツ スラックス 靴下 指定のポロシャツ、指定ベスト、セーター	指定の白長袖または半袖シャツ スカート 靴下 指定のポロシャツ、指定ベスト、セーター

※5月～10月は夏季略装期間とし、プレザー、ネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。

※ただし、儀式・式典等では正装が必要な場合がある。

※スカートの丈を切るなど、制服に加工を行った場合、再購入の場合がある。

【その他】

	留意点など
靴下・タイツ	靴下：紺色または黒色の無地 くるぶしが隠れる丈からハイソックス（膝下）まで タイツ：黒色または素肌に近い色の無地
セーター	黒または紺色の無地セーターとする。正装時以外は着用を可とする。
靴（登下校・校内）	ローファーまたは運動靴（レインブーツ・雨靴は必要に応じて可）
かばん	制服にふさわしいもの
防寒着（コート等）	制服にふさわしいもの

本校は一足制である。校内の床を著しく傷つけるおそれのある靴等の使用は禁止する。グラウンド用運動靴、体育館のもの（体育館ばき）を区別して用いること。

- ア 体育着、体育館ばき（体育館用運動靴）、実習着は指定のものを着用することとする。なおグラウンド用運動靴を各自が用意すること（推奨品あり）。水着・水泳帽子については体育の授業等で連絡する。
- イ 衛生エリア及び特定の教室等での履物については別途、担当教員の指示に従うこと。衛生エリアに指定の履物以外で入ってはいけない。
- ウ 頭髪について：清潔な髪型とし、加工や特異な髪型（染色、脱色、パーマ、ヘアエクステンション等）はしない。
- エ アクセサリーなどの装飾品は身につけない。化粧、カラーコンタクト、まつ毛エクステンションはしない。
- オ 登下校は制服とする。（長期休業期間中も同様）

(6) 物品の適切な管理、時間の管理等について

- ① 特別な許可がない限り、概ね 8 時以降に登校し、学習等が終わり次第、午後 4 時 55 分までに下校すること。
- ② SHR・授業には、遅刻をせずに積極的に参加すること。交通機関の遅延により遅刻した場合、遅延証明書（電子遅延証明書）を担任または教科担当に提出・提示する。なお、バス利用者については、遅延証明が発行されないこともあるので、交通機関の乱れを常に想定し、余裕をもった時間で登校する。
- ③ 授業中は原則として携帯電話・スマートフォンの電源を切るまたはマナーモードにし授業に支障のないようにする。またその授業でのルールに従うこと。
- ④ 実習授業が多く特別の課題・レポート・作品提出等を求められることが多いが、必ず提出期限を守ること。
- ⑤ 授業・実習中等は危険を伴う場合もあるので、教科担当の指示に従うこと。
- ⑥ 施設、設備、備品等あらゆる物品を大切に、破損、汚損、移動、紛失をしてはならない。万が一、破損等があった場合には、速やかに生活指導部まで申し出ること。
- ⑦ 身の回りの整理整頓と衛生を心がけ、校内の美化・環境維持に努めること。教室内の指示された収納ロッカーを使用し、教室の机の中には私物を置かない。ロッカーは施錠すること。
- ⑧ 所持品には記名をすること。貴重品は常に身に付ける。金銭や物品の貸借、売買、交換をしてはならない。また、学習に不必要な物品等は持参しないこと。
- ⑨ 校内において金銭や物品を遺失または拾得した場合は、速やかに生活指導部に届け出ること。
- ⑩ 校内における集会、ポスター等の掲示、パンフレット等の配布を行う際には生活指導部の許可（場合によっては学校長の許可）を受けること。
- ⑪ 「立入禁止」されている場所に許可なく入ってはならない。
また、許可なくエレベーター等、校内の施設・物品を使用しないこと。
- ⑫ 昼食は弁当を持参し、決められた時間内に決められた場所ですること。また、ごみは決められた方法で処理すること。

(7) 他者との協働、学びを生かした社会貢献

【委員会活動】

委員会は、1年間をとおして行うこととする。本校の委員会活動を以下に示す。

ホーム委員会 美化委員会 保健委員会 図書委員会 放送委員会 選挙管理委員会
体育行事委員会 北桜祭実行委員会 広報委員会

各種委員会の役割は、生徒会会則に示す。

【部活動】

同好の生徒たちによる自主的・自発的な活動が基本であり、学科・学年を越えた集団での活動を通じた豊かな人間関係の構築、責任感、連帯感の涵養と個性の伸長を目指すことが期待できる。本校の教育活動を推進していくうえで部活動の加入を推奨する。

本校における部活動を以下に示す。なお、部活動の活動目標・活動方針、活動日、活動時間等については、各部活動で確認を行うこと。

<運動部>男女サッカー、男女バドミントン、男女バスケットボール、男子バレーボール
女子バレーボール、テニス、卓球、ダンス、剣道、陸上競技(同)

<文化部>吹奏楽、軽音楽、アート、演劇

<専門部>料理、社会福祉

※専門部は、本校専門学科・科に関係する、保育・栄養・調理・福祉に関する部活動を位置づけ、特色化を図ることとする。

3 図書館の利用について

(1) 開館時間は、月曜から金曜までの8:30 から16:45までとする。臨時の休館日、閉館日、長期休業中については別途、連絡する。

(2) 館内での閲覧は、原則として自由である。ただし、以下の事項を厳守すること。

- ① 館内を汚したり散らかしたりしない。
- ② 貸し出し期限を守る。
- ③ 資料は大切に扱う。
- ④ 資料は定められた返却場所に戻す。
- ⑤ 正規の手続きなく、資料を館外に持ち出さない。
- ⑥ 飲食物は持ち込まない。
- ⑦ 迷惑になるような大声を出さない。

(3) 貸し出しについては以下の事項を厳守すること。

- ① 原則として1人5冊まで。期間は2週間。
- ② 期間延長は再貸し出し手続きによる。
- ③ 雑誌はバックナンバーのみ貸し出す。
- ④ 書き込み、ふせん等をしない。
- ⑤ 借りた本を紛失、破損した場合は、弁償の対象となる。

(4) その他

図書館オリエンテーションで詳細を示す。

4 高校卒業後の希望進路を実現するために

(1) 上級学校への進学に向けて

① 学びの内容を確認する ～大学と短期大学、専門学校の違いを知る～

学校の種類によって学ぶ内容は異なる。大学では学術的な研究を行いつつ、専門以外の教養についても学ぶ。短大では幅広い教養を身に付けながら実践力を養う。専門学校では職業教育を受けながら実践力の養成を目指す。将来設計に合わせて、学校を選択しよう。

② 実力を最大限に発揮できるベストな入試方法を考える

大学・短期大学の入試は、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」に分けられる。どのような入試方法を選ぶかは重要なポイントとなる。重視されるのは面接なのか、それとも筆記の結果なのか、合否を分けるポイントはさまざまである。

本校では、総合型選抜や学校推薦型選抜で進学する場合がほとんどである。その場合は前提条件として、高校での良好な出席日数、高い評定が特に求められる。面接試験・小論文・プレゼンテーションなどでは、「興味や関心、主体的に取り組んだこと、身に付けた技術・能力、学習や活動の成果」などを具体的に述べたり示したりすることが求められる。自分の希望を考えながら志望校を選んでいくのと同様に、自分の適性を踏まえて自分に合った入試方法を選択しよう。

(2) 一般企業等への就職に向けて

就職活動でも、面接試験等で本人が主体的に何を学び、何を成し遂げたかが評価される。日頃の学校生活と学びを大切に、自身の成長を記録しておくことが後々役に立つ。

(3) 学習、委員会・役員・部活動等、資格・検定、課外活動等の記録について

手帳や「進路の手引き」(別紙)等を活用し、高校3年間の学習や様々な活動について記録しておこう。また成果物は保存しておこう。応募書類の作成やプレゼンテーション等、進路活動では記録や成果物が必要となる。

Ⅳ 保健関係

1 保健室の利用について

- (1) 保健室は、健康診断、健康相談、保健指導などを行うために設置されている。
- (2) 保健室では当日の登校時または校内で発生した怪我や体調不良への対応を行う。登校前からの体調不良や怪我、以前から続いているものなどは家庭で手当てをするか、専門医の指示を受けるなどしてから登校する。
- (3) 保健室で行えるのは応急処置の範囲だけであり、継続して処置対応を行うことはできない。帰宅後、必要に応じて専門医の治療を受ける。また、学校では内服薬を渡さない。
- (4) 緊急性が高い場合以外は、休憩時間や放課後に来室する。授業中、部活動中に傷病が発生した場合は、担当の先生に申し出て許可を得てから来室する。
- (5) 保健室での休養は、1時間程度の休養で回復して授業に復帰できそうな場合に限る。
- (6) 保健室に養護教諭が不在の時は、担任または担当の先生の指示を受ける。

2 カウンセリングルームの利用について

- (1) 定期的にスクールカウンセラーが来校する。悩み、心配事、不安なことなどについて相談ができる。
- (2) 緊急時を除き、原則授業時間外に利用する。相談は予約優先とする。予約をしたい場合は、保健室に申し出る。

3 日本スポーツ振興センター災害救済給付申請について

- (1) 学校管理下（授業、部活動、学校行事、登下校中等）で負傷などをして医療機関を受診した場合は、災害救済給付の申請対象となる。詳細は「独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について」を参照すること。
- (2) 学校管理下において負傷し、医療機関を受診した場合は、速やかに担任、部活動顧問または養護教諭に申し出る。保健室で必要書類を受け取り、手続きを行う。

4 感染症による出席停止について

- (1) 指定された感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となる。医師から学校感染症の診断を受けたら、速やかに担任に連絡をする。医師の指示の下、周囲への感染の恐れがなくなるまで学校を休んで回復に努める。
- (2) 感染症による出席停止の後、学校への登校を再開するには、医師記入の「感染症治癒証明書（学校感染症による罹患届）」を担任に提出する。インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、保護者の代筆を可とする。また、医療機関を受診したことがわかる書類（領収書のコピー等）の提出を求める場合もある。感染症治癒証明書は、ハンドブック、学校ホームページにある。
- (3) 出席停止となった期間は、登校すべき日数には入らない（欠席には数えない）。ただし、たとえ指定された感染症にかかったとしても、証明書類が提出されない場合は欠席扱いになる。なお、受診及び証明にかかる費用は各家庭の負担とする。

(4) 流行期の対応については別途通知する。

感染症の種類 及び 出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウィルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERS コロナウィルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ。 法律に規定する、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
その他	溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として措置を取ることができる

V 経営企画室より

経営企画室では下記のとおり生徒に関する事務を取り扱う。

1 窓口受付時間

月～金 午前8時25分～午後4時55分

(ただし祝日、年末年始、学校閉庁日、入学者選抜業務実施日等は窓口業務を行わない)

2 授業料

高等学校授業無償化に伴い、授業料年額118,800円は原則無償となる(最大36か月)。

3 学校徴収金

- (1) 授業料とは別に積立金・実習費(調理科)・生徒会費を納入する。
- (2) 学校徴収金の納入方法は口座引落としとする。(ゆうちょ銀行のみ使用可能)
- (3) 納入の回数、金額については別途通知する。

4 各種証明書発行

- (1) 経営企画室で発行する証明書は下記のとおりである。
在学証明書、成績証明書、調査書、卒業見込証明書等
- (2) 在学証明書の発行は、経営企画室にある証明書発行申請書に必要事項を記入のうえ、経営企画室へ申請する。その他の証明書は担任に相談する。
- (3) 在学証明書の発行は、原則として申請日の翌日とする。その他の証明書の発行は、約1週間かかるため、時間に余裕をもって申請すること。

5 学割証発行

- (1) 学割は、片道100kmを超える区間を旅行する場合に使用できる。ただし、修学上適当な目的(保護者の旅行への随行、実習・見学・行事等学校が認めたもの)に限る。
- (2) 発行を申請する場合は、経営企画室にある学割証発行申請書に記入し保護者・担任の印を押印のうえ経営企画室に提出すること。
- (3) 学割証の発行は、原則として申請日の翌日とする。

6 生徒証明書の再発行

経営企画室にある生徒証再発行申請書と新しい生徒証明書に必要事項を記入(写真貼付)し、保護者・担任の印を押印のうえ経営企画室に申請する。

7 各種変更届の提出

住所変更、通学経路変更、生徒・保護者氏名変更等が生じた場合は、経営企画室にある変更届に記入し、保護者・担任の印を押印のうえ速やかに届け出ること。

8 給付金

『給付型奨学金』『奨学のための給付金』については原則オンラインで申請し、紙により提出が必要な書類については、別途通知された期日までに経営企画室に提出すること。

9 奨学金

公的な奨学金や民間の奨学金など様々な種類がある。各奨学金の情報は、教室及び校内掲示にて周知する。受給を希望する者は、募集期間内に担当教員に相談すること。

VI 届・願一覧表

種 類	届・願出者	書類等備え付け場所	経路・提出先	提出期日
欠席連絡	保護者	職員室・ハンドブック	担任→担当（指導等を担当する教員、以下同じ）	前日・後日
遅刻連絡	保護者	職員室・ハンドブック	担任→担当	前日・当日
早退連絡	保護者	職員室・ハンドブック	担任→担当	前日・当日
外出許可願	本人	職員室・ハンドブック	担任または担当	前日・当日
見学願	保護者	職員室・ハンドブック	担任→担当	前日・当日
公欠願	保護者	職員室	担任・担当→教務部	1週間前
忌引（きびき）届	保護者	職員室	担任→教務部	前日まで・ 事後すみやかに
拾得物届	本人	職員室	生活指導部	事後すみやかに
紛失・盗難届	本人	職員室	生活指導部	発覚後すみやかに
施設・設備破損届	本人	本人、代表者	担任・担当→生活指導部	破損後すみやかに
物品借用願	本人	本人	担任・担当→管理担当教員	3日前
自転車通学許可願	保護者	職員室	生活指導部	随時
延長活動届 休日活動届	代表者	職員室	担任・担当→生活指導部	3日前
公演・展示企画書	代表者	職員室	担任・担当→生活指導部	2週間前
校内掲示許可願	代表者	職員室	生活指導部	1週間前
休学・復学・退学・転学願	保護者	本人、保護者	担任→教務部	2週間前
感染症台癒（ちゆ）証明書 （学校感染症による罹患（りかん）届）	保護者	本人	担任→保健室→教務部	治癒後すみやかに
各種証明書発行申請書 （下に掲げる物を除く）	本人 保護者	経営企画室	経営企画室	1日前
各種証明書発行申請書 （成績・単位取得証明書、調査書）	本人	経営企画室	担任	1週間前
住所等身分上の各種 異動届	保護者	経営企画室	経営企画室	事由発生後すみやかに
学籍証発行申請書	保護者	経営企画室	担任	1週間前
アルバイト届	保護者	職員室	担任→生活指導部	随時
留学願	保護者	職員室	担任→教務部	留学開始の3か月前まで

連絡欄 (欠席・遅刻・早退・異装・外出・見学)

____年 ____組 ____番 氏名_____

月日	事 項	保護者印	担任印
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			

*あらかじめコピーを取っておくことをおすすめします。

ちゆ
感染症治癒証明書 (学校感染症による罹患届)
りかん

都立赤羽北桜高等学校長 殿

都立赤羽北桜高等学校

年 組 番 氏名 _____

診 断 名:

休むように指示した期間 (出席停止期間):

年 月 日 ~ 年 月 日まで

登校許可日: 月 日から登校可能と指示しました。

所 見: _____

医 療 機 関 名: _____

電 話 番 号: _____

担当医師氏名: _____ 印

(保護者代筆)

保護者氏名: _____ 印

年 月 日

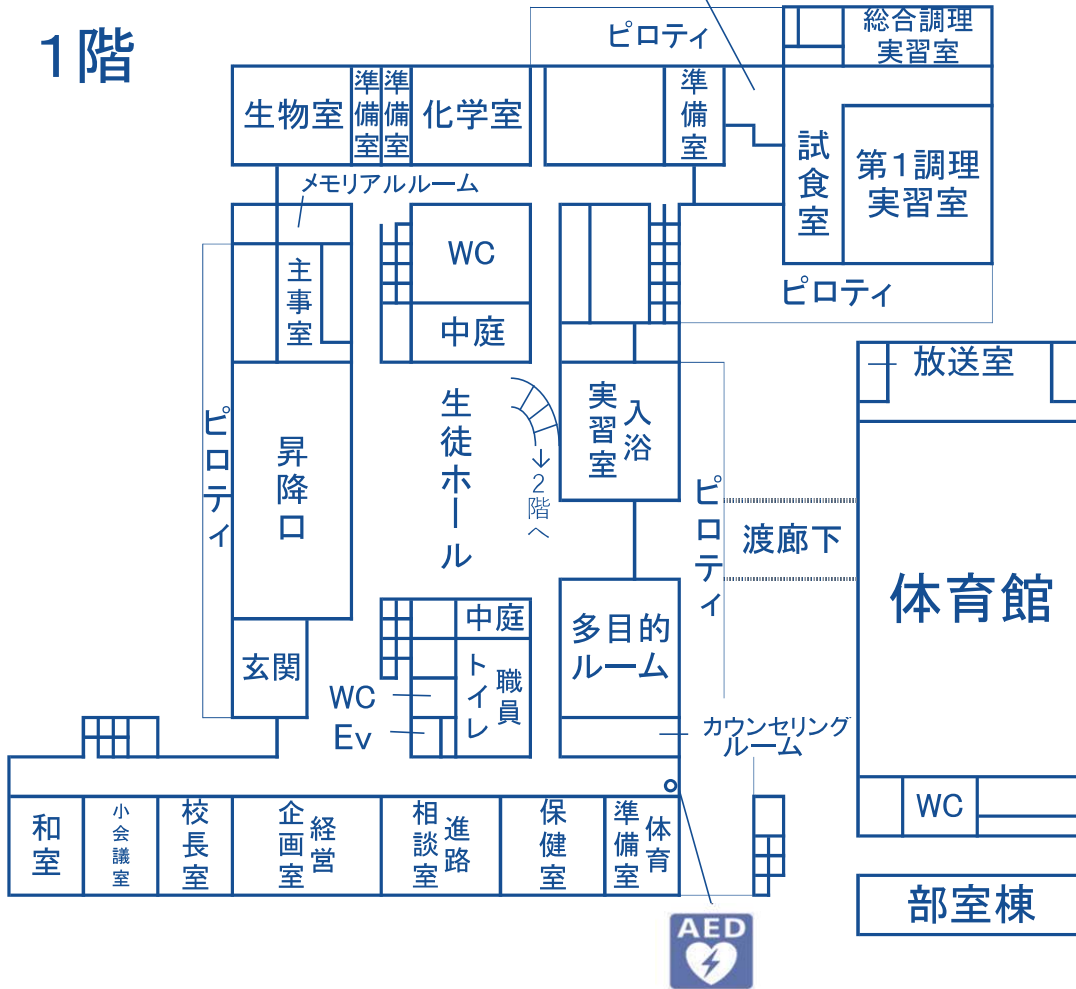
学校感染症の診断およびそれに伴う出席停止について、上記証明書を医師に記入してもらい、治癒後の登校時に担任に提出すること〔担任→学年教務→保健室〕。
インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、保護者の代筆を可とする。

*拡大コピーをしてお使い下さい。A5→A4 (141%) でのコピーをおすすめします。

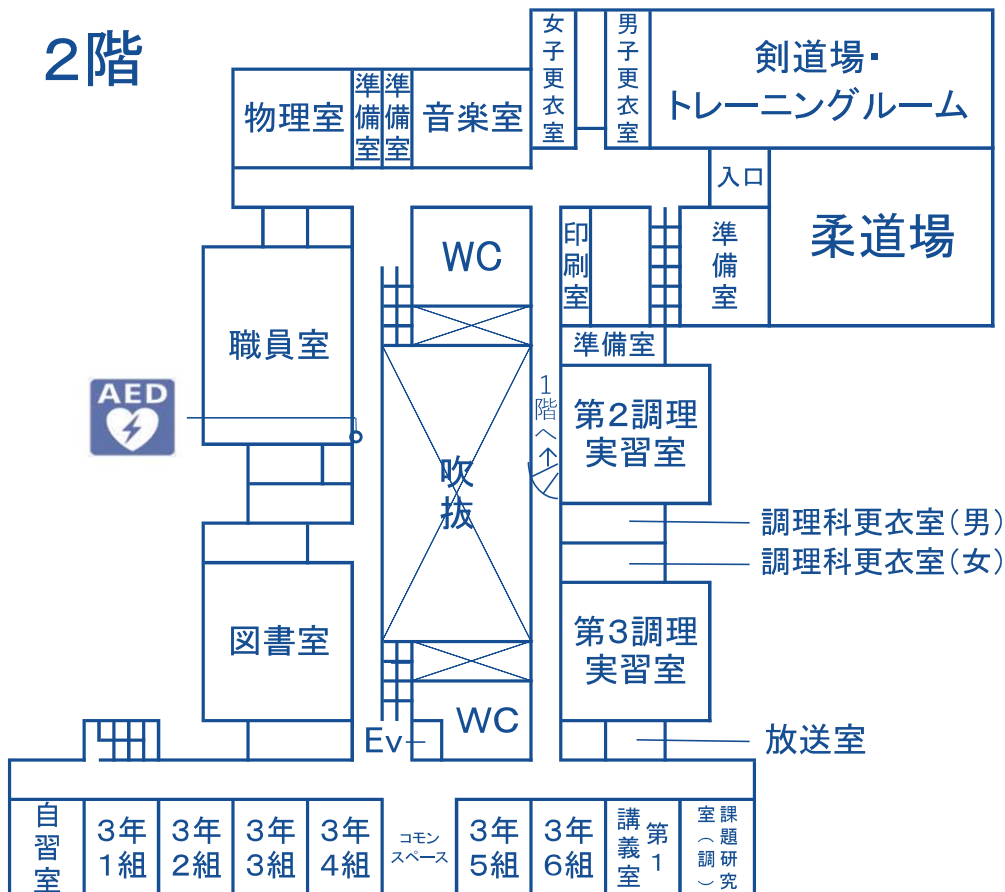
校舎案内

調理科更衣室(男・女)

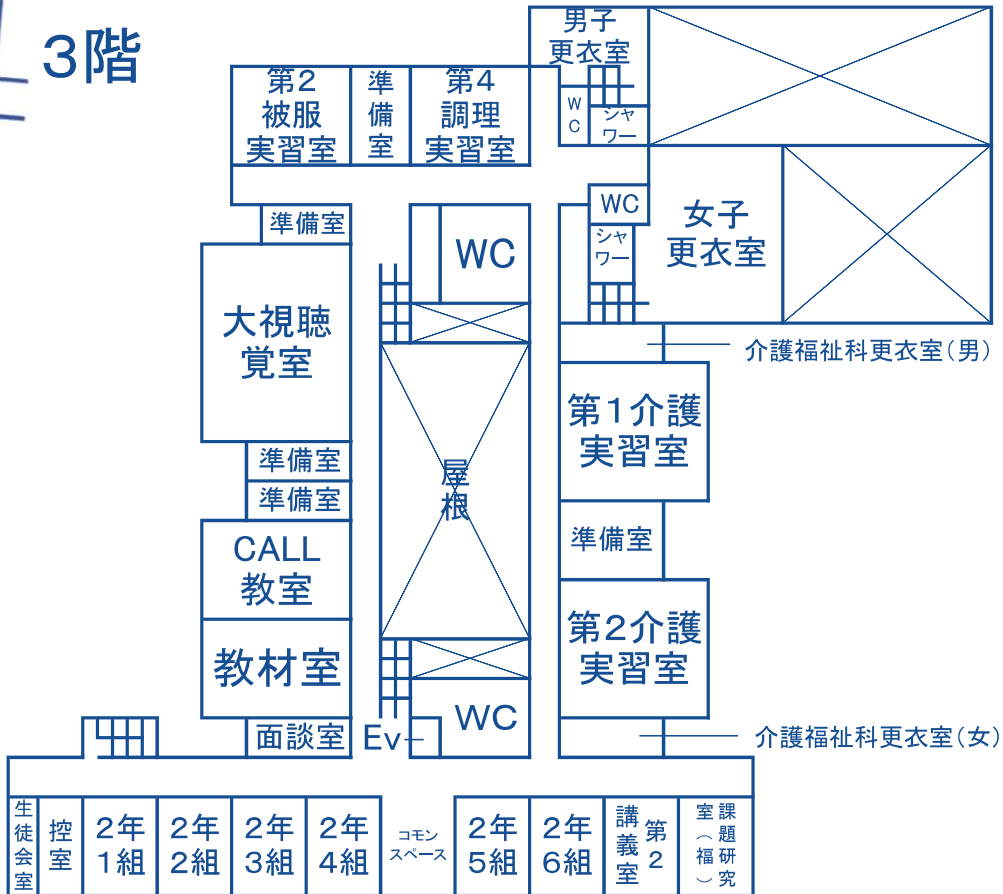
1階



2階



N
3階



4階



東京都立赤羽北桜高等学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は東京都立赤羽北桜高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は東京都立赤羽北桜高等学校生徒を会員とする。

第3条 本会に次の運営機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 生徒議会
- 3 生徒会本部
- 4 各種委員会

第4条 本会の会期は4月1日から翌3月31日までとする。

第2章 会員の権利及び義務

第5条 会員は選挙権と被選挙権を有する。

第6条 会員は本会運営の各活動に参加する権利を有する。

第7条 会員は本会会則ならびに細則を厳守する義務がある。

第8条 会員は各運営機関の決定に従わなければならない。

第9条 会員は所定の費用を負担しなければならない。

第3章 生徒総会

第10条 総会は本会の最高議決機関である。

第11条 総会は全会員により構成される。

第12条 総会は次の機能を有する。

- 1 予算の決定
- 2 決算の承認
- 3 生徒議会、各種委員会の役員の承認
- 4 校内団体の設立
- 5 会則、細則の制定及び改正

第13条 総会は次の場合に議長により召集される。

- 1 定例会 会期1回
- 2 臨時会

第14条 総会は全会員の3分の2以上の出席者により成立する。

第15条 総会の議長は生徒議会議長がこれを兼任する。

第16条 総会の議決は出席者の過半数の賛成による。ただし会則・細則の制定及び改正は出席者の3分の2以上とする。

第4章 生徒議会

第17条 本議会は総会の代行機関である。

第18条 本議会は全会員の代表である次の者により構成される。

- 1 ホームルーム委員会
- 2 各委員会委員長

第19条 本議会員の任期は4月1日から翌3月31日までとする。

第20条 本議会は必要に応じ議長が招集できる。

第21条 本議会は議決権所有者の3分の2以上の出席をもって成立する。

第22条 本議会の議長、副議長、書記はホームルーム委員より選出される。

第23条 本議会の議決は次のとおりとする。

- 1 一般問題は出席者の過半数の賛成。
- 2 重要問題は出席者の3分の2以上の賛成。

第24条 生徒議会は会則・細則改正のための総会開催の権限を有する。

第5章 生徒会本部

第25条 生徒会本部は生徒会の執行機関である。

第26条 生徒会本部は次の役員により構成される。

- 1 生徒会会長 1名
- 2 生徒会副会長 2名
- 3 生徒会会計 2名
- 4 生徒会書記 2名

第27条 生徒会本部役員を選出については次の通りである。

- 1 生徒会本部は直接選挙により選出される。
- 2 選挙は生徒会会長を選出する生徒会会長選挙と、生徒会副会長、生徒会会計、生徒会書記をまとめて選出する一括選挙を行う。
- 3 一括選挙の定数は6名とし、生徒会会長選挙と一括選挙の併願立候補を認める。
- 4 一括選挙で選出された6名の協議により、生徒会副会長、生徒会会計、生徒会書記を決定する。

第28条 生徒会本部の任期は11月1日から翌10月31日までとする。

第29条 生徒会会長は生徒会を代表し、生徒会一切の責任を負う。また、生徒議会以外の会議に出席する権利を有する。

第30条 生徒会副会長は生徒会会長を補佐し、生徒会会長が長期にわたり不在の際は、代理を務める。

第31条 生徒会会計は生徒会予算・決算及びその他の生徒会会計に関する事務を行う。

第32条 生徒会書記は生徒会本部会議に関する事務を行う。

第6章 各種委員会

第33条 本会には次の委員会を置く。

- 1 ホームルーム委員会
- 2 美化委員会
- 3 保健委員会
- 4 図書委員会
- 5 放送委員会
- 6 選挙管理委員会
- 7 体育行事委員会
- 8 北桜祭実行委員会
- 9 広報委員会

第34条 各委員会は次の業務を行う。

- 1 ホームルーム委員会 生徒議会の司会進行を担当する。また、学校活動の基礎となるホームルーム活動を円滑かつ活発に運営できるよう様々な委員会と情報交換し、クラスに働きかけを行う。
 - 2 美化委員会 教室や特別教室内の清掃用品点検や、行事や学期末の大掃除等における清掃用具の準備・点検、校内美化全般を行う。
 - 3 保健委員会 4月の健康診断や、各種検診等での補助、体育祭での保健担当、クラス内の傷病者の引率や介護にあたり、幅広く健康管理に努める。
 - 4 図書委員会 図書館の本の貸出し、返却の手続きや図書だより等の作成等、図書館運営の補助を行う。
 - 5 放送委員会 学校行事での放送業務を行う。昼休みの放送を行う。
 - 6 選挙管理委員会 生徒会役員選挙、学校家庭クラブ役員選挙を担当する。ポスター掲示、放送等で広く立候補者を募る。
 - 7 体育行事委員会 体育の授業において運営補助等を行う。体育祭や球技大会の企画・運営を行う。
 - 8 北桜祭実行委員会 文化祭の企画・運営を中心に行う。
 - 9 広報委員会 学校見学会や学校説明会時の受付や校舎内案内を務める。
- * 4月の一斉委員会で3役及び年間の活動方針を決め、その後、月例会を実施するなど、委員会活動の活性化に努めていく。

第35条 各委員会の任期は4月1日から翌3月31日までとし、次の委員により構成される。

- 1 ホームルーム委員会 2名
- 2 美化委員会 2名
- 3 保健委員会 2名（ただし、男子1名、女子1名）
- 4 図書委員会 2名
- 5 放送委員会 2名
- 6 選挙管理委員会 1名
- 7 体育行事委員会 2名（ただし、男子1名、女子1名）
- 8 北桜祭実行委員会 4～6名（ただし、本部2名、クラス2～4名）
- 9 広報委員会 2名

第36条 各委員会の委員の選出

- 1 各委員会は、各ホームルームより選出された委員により構成される。
- 2 生徒会本部役員は、ホームルーム委員会及び各種委員会の委員長を兼ねることはできない。

第37条 各委員会は各委員会委員の互選による次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 書記 1名

第7章 校内団体

第38条 本会は会員が良識ある態度で運動・文化、専門分野において活動し、各自の適正・自主的精神を養うために、部および同好会を設置することができる。

第39条 校内団体設立については次の手続きを経るものとする。

- 1 部活動及び同好会の設立については、部・同好会規約に準ずる。
- 2 生徒議会の承認を受ける。
- 3 生徒総会にて承認を受ける。

第40条 校内団体廃止等の決定は生徒議会でこれを行う。

第41条 各部は次の役員をもたなければならない。

- 1 部長 1名
- 2 副部長 1名または2名
- 3 キャプテン 1名（必要に応じ決めることができる）

第8章 会計

第42条 会員は次の費用を納入しなければならない。

会費年額 3,000円

第43条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次年度当初の大会参加費等については、生徒会本部、経営企画室担当者及び顧問間の了承のもと事前執行可とする。

第44条 本会の予算案は生徒会本部が作成し、次の機関の承認をもって成立する。

- 1 生徒議会
- 2 生徒総会

第45条 予算は各機関の長および会計が責任をもって運営し、管理は生徒会本部が行う。

第46条 本会の決算は生徒会本部が作成し生徒議会に提出し、同委員会及び総会の承認を必要とする。

第9章 会計監査委員会

第47条 会計監査委員会は生徒議会の選出による会計監査委員長と同委員長推薦により生徒議会の承認を経た会計監査委員2名の計3名により構成される。

第48条 会計監査委員会は会期1回以上の会計監査を行い、この結果を生徒総会に報告する。

第49条 会計監査委員長および会計監査委員の任期はそれぞれ1会計年度とする。

第10章 会則・細則改正

第50条 本会会則・細則の改正は次の手続きを経て成立する。

- 1 改正提唱者が生徒会本部へ改正案を提出する。
- 2 生徒会本部による可決後、生徒議会に発議する。
- 3 生徒議会による可決後、生徒総会に発議する。
- 4 生徒総会において、出席者の3分の2以上の賛成により可決される。

第11章 補則

第51条 細則制定にあたっては生徒会本部がその原案を作成し、生徒議会の審議を経る。

第52条 本会則は令和4年3月16日に公布され、令和3年度末より実施される。

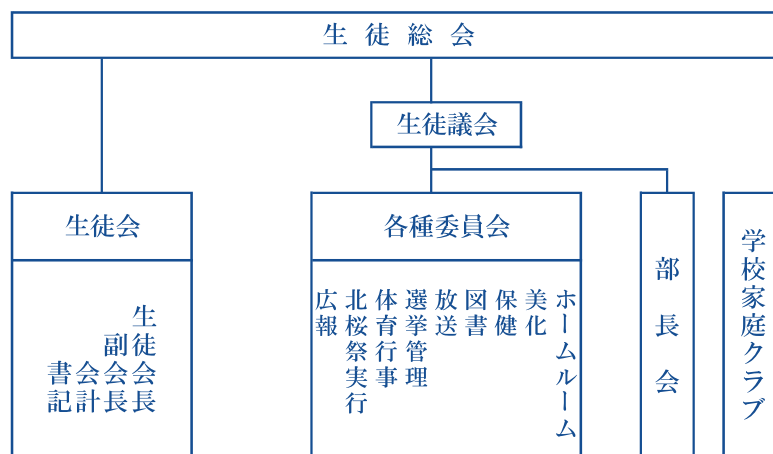
(令和5年3月23日一部規約改定)

(令和6年3月25日一部規約改定)

(令和7年3月24日一部規約改定)

<参考 生徒会>

<組織>



<生徒会活動の目標>

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる

<生徒会活動の内容>

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行う